

シン・カ・ファンド

円クラスE

ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型追加型外国投資信託(円建て)

管理会社：ゴードリアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド

シン・カ・ファンド(以下「ファンド」といいます。)の資産の運用、ファンドの円クラスEの受益証券(以下「受益証券」または「円クラスE受益証券」といいます。)の発行業務およびファンドの運用業務を行います。

2005年12月16日シンガポールにおいて設立。2018年7月末現在、資本金の額は887,160シンガポール・ドル(約72百万円)、発行済株式総数は887,160株です。2018年7月末現在、管理会社は22本のファンドの管理および運用を行っており、その純資産額の合計額は約1,195百万米ドル(約1,327億円)です。

(注)シンガポール・ドルおよび米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1シンガポール・ドル=81.57円および1米ドル=111.01円)によります。

受託会社：エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド

ファンドの受託業務を行います。

管理事務代行会社：ポートカリス・トラスト(シンガポール)リミテッド

ファンドの管理事務代行業務を行います。

プライム・ブローカー兼保管会社：ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

ファンド資産の保管業務およびプライム・ブローカレッジ業務を行います。

投資顧問会社：ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社

ファンドに関して、管理会社に対する投資顧問業務を行います。

代行協会員：Teneo Partners株式会社

ファンドに関する代行協会員業務を行います。

日本における販売会社：

販売会社については、以下の連絡先に照会することができます。

Teneo Partners株式会社

住所：東京都中央区銀座2丁目2番4号 ヒューリック西銀座第2ビル

URL：<http://www.teneopartners.co.jp>

- ・ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。
- ・EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- ・この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・この交付目論見書により行う受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年6月29日に財務省関東財務局長に提出しており、同年6月30日にその届出の効力が生じております。
- ・ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。
- ・受益証券の1口当たりの純資産価格は、投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドの主たる投資目的は、主に日本企業の株式に投資することにより、リスクを抑えつつ優れた絶対収益(アブリュート・リターン)をもたらすことです。管理会社は、かかるリターンを達成するために、ファンダメンタル株式ロング・ショート戦略を実施し、割高または割安な銘柄の発掘に努めます。管理会社は、ファンドを、特定のベンチマークと比較しまたは特定のベンチマークを上回るパフォーマンスを上げることを意図していません。なお、投資目的が達成されるという保証はありません。

ファンドの特色

管理会社は、ファンドの資産を、分散化され、ヘッジされたポートフォリオを通じて主として日本の株式市場に投資することにより、その投資目的を達成しようとしています。投資制限に服しつつ、管理会社はロングおよびショートの両方のポジションを取ります。また、投資ユニバースは基本的にすべて日本の上場株式で構成されますが、株式時価総額に応じて中・小型株に分類される株式に焦点を当てます。管理会社は、新規株式公開(IPO)、売出しおよび第三者割当に参加することもあります。

個別銘柄リサーチは、包括的なファンダメンタル・リサーチおよび対象企業の最高経営陣に直接接触することにより生まれる洞察に依拠して、ボトムアップの観点から行われます。管理会社は、マクロ環境分析に大きく依拠するものではありません。株価の動きの背後にある主要な要因を把握するために、企業の沿革および過去の業績について理解することに努めます。この戦略の主要な要素は、1株当たり利益(EPS)および株価収益率(PER)の変動につながるカタリストおよび事由を予測することです。また、管理会社は、プラスまたはマイナスの値動きにつながるカタリスト事由に何らかのパターンを探します。管理会社は、かかるパターンに関する確信の度合いが高い場合において投資を行い、確信の度合いが低い場合において現金への配分比率を高めます。ロング・ポジションのほか、ショート・ポジションも、ポートフォリオの利益を生み出す手段であると考えます。中核的なリサーチ活動は、企業の経営陣への直接の接触および企業の経営陣との協議により推進されますが、管理会社は、投資判断を行うにあたり、セルサイド側のリサーチおよびセルサイド側のアナリストとの協議等の二次的な情報源にも依拠します。

管理会社は、取引所または店頭で取引される先物、オプション、ワラント、スワップおよびその他のデリバティブ商品を利用することがあります。管理会社は、ファンドに関して、空売り、証拠金取引、ヘッジおよびその他の投資戦略を実施することがあります。管理会社は、再投資までの間、担保またはその他投資目的に適すると考えられる場合は、現金または現金等価物(マネー・マーケット・ファンドを含みます。)で資産を保有することがあります。

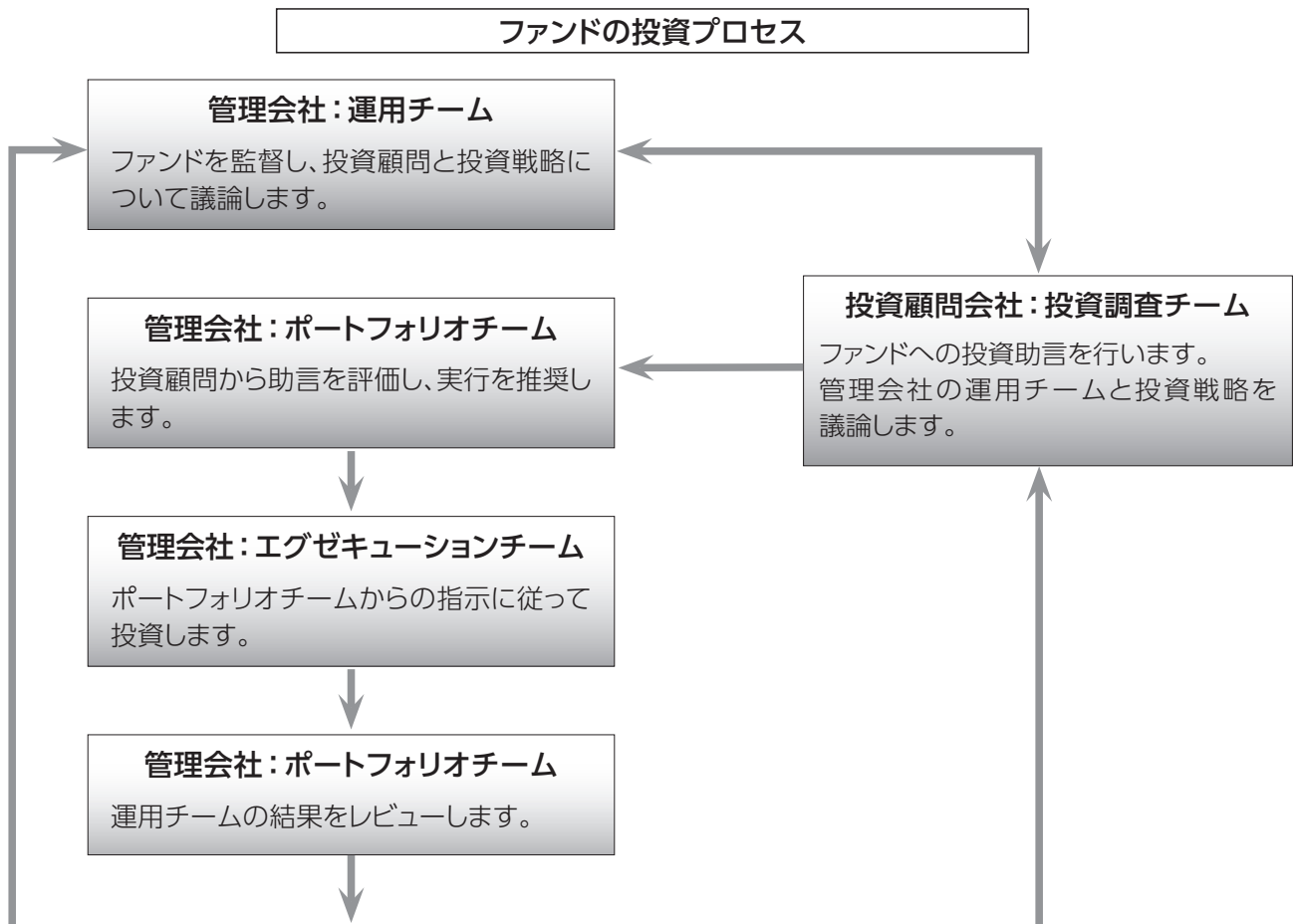
ファンドの目的・特色

運用体制

ファンドは、日本株ロング・ショート戦略を採用し、投資家に優れたリスク調整後のリターンをもたらすことを目的としています。ボトムアップリサーチを通じた個別銘柄への投資を主な戦略とします。また、必要に応じて、ファンドは日経平均またはTOPIXの先物のポジションを取り、マーケットニュートラルを維持するためにロングサイドとショートサイドのバランスを取ります。

投資戦略の基本的な要素は以下のとおりです。

- **ファンダメンタル重視のボトムアップリサーチ**
直接取材および株式のスクリーニングの結果として、ファンドが主として投資機会を見出す投資ユニバースは、セルサイド・アナリストのカバーが薄い日本の中小型株となります。
- **ロング・ショート／マーケットニュートラル戦略**
「ロング・ポジション」・「ショート・ポジション」を組み合わせる独特のポートフォリオ管理により、ロングとショート各々でマーケット対比の超過リターンを目指します。
- **グロスエクスポージャーの機動的な管理**
ファンドは、確信の低い銘柄には投資しません。ファンドは、個別銘柄の状況とかかる銘柄への投資のタイミングに確信を得られた場合に投資します。常に安定したリターンを追及することは不可能との前提の下に、「分からないときはやらない」、「取れる時に取る」をスタイルとして徹底しています。
- **オリジナルコンセプト「パタリスト」に基づいた投資**
ファンドは、独自のコンセプトである「パタリスト」を用いて投資します。パタリストとは、高い蓋然性と再現性のある勝ちパターンを見出すことです。日々のリサーチと生み出された投資パフォーマンスの蓄積を通じて得られた情報を分析することで、ファンドは有用性の高い投資戦略となるパターンを識別することが可能になります。



管理会社は、投資顧問会社のリサーチに関する洞察力とマーケット経験からメリットを得ています。

ファンドの目的・特色

ファンドの主な投資制限

投資制限

管理会社は、ファンドのために主に以下の投資制限に従います。

- (a) 管理会社もしくは受託会社または管理会社もしくは受託会社の取締役を相手方として取引を行うことはできません。
- (b) 管理会社またはファンドもしくは受益者以外のいずれかの者に利益を図る目的で取引を行うことはできません。
- (c) 投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得することはできません。
- (d) 非上場または即時に換金できない投資対象に対し、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られるファンドの純資産総額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得することはできません。
- (e) 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引(管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。)を行うことができません。
- (f) ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後にファンドの純資産総額を超えることとなる場合に、有価証券の空売りを行うことはできません。
- (g) 単一の発行体により発行される株式または投資信託受益証券の保有価額(「株式等エクスポージャー」)および単一の発行体により発行される債券等の保有価額(「債券等エクスポージャー」)、または単一のカウンターパーティーとの間で保有するデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対して発生する正味エクスポージャー(「デリバティブ・エクスポージャー」)は、それぞれファンドの純資産総額の10%を限度とします。
- (h) ある発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの合計がファンドの純資産総額の20%を超える場合には、当該発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または当該発行体もしくはカウンターパーティーとの間でポジションを保有しないものとします。
- (i) 管理会社が事前に定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引および他の類似の取引を行うことはできません。

借入制限

借入れにより、借入れの未返済総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合には、借入れを行うことはできません。ただし、特別な状況(ファンドの他のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られません。)においては、かかる制限を一時的に超えることができます。

分配方針

ファンドの目的は、投資元本の成長を最大化することであり、原則として、ファンドの投資対象から得られた収益または利益を分配金として分配することは想定されていません。

投資リスク

リスク要因

純資産総額は、ファンドの投資対象の価格の変動および為替の変動の影響を受けます。ファンドの投資対象から生じるすべての損益は、投資者に帰属します。

管理会社は、ファンドの投資目的および投資方針の制約の範囲内で損失の可能性を最小限にするよう企画された戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されるという保証、または実行された場合でも成功する保証はありません。投資判断や市況にかかわらず、ファンドの費用構造によって受益証券1口当たりの純資産価格は下落する可能性を常に有しています。

投資者は、受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識すべきです。したがって、買戻しまたは償還に関して投資者が受け取る金額が、投資元本を下回ることもあります。投資者の投資元本は保証されていません。投資信託は預貯金とは異なります。ファンドへの投資は相応のリスクを伴います。

受益証券の流通市場が存在する可能性は小さく、そのため投資者は、保有する受益証券を買戻しの方法でしか処分することができません。投資者は、自身のファンドへの投資額の大部分またはすべてを失う可能性があります。したがって、各投資者は、ファンドへの投資に伴うリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。

以下のリスク要因に関する記載は、ファンドへの投資に伴うリスクについて完全に説明したものではありません。ファンドへ投資する主なリスクは以下を含みます。他のリスクを含む詳細は、請求目論見書をご参照ください。

1. デリバティブ商品

管理会社は、様々なデリバティブ商品(先物、オプション、先渡契約、スワップおよび変動性が高く投機的なその他のデリバティブを含みます。)を利用することがあります。一部のポジションは、大幅かつ急激な時価の変動にさらされ、その結果、損益の金額が変動します。

デリバティブ商品の利用は、以下を含む様々なリスクを伴います。

- ・ **トラッキング** – ヘッジ目的で利用される場合、原資産との相関性が低下し管理会社が意図していたヘッジ効果を得ることが妨げられ、ポートフォリオが損失を被るリスクにさらされる場合があります。
- ・ **流動性** – デリバティブ商品は、流動性が確保されるとは限らず、ボラティリティが大きい市場では、管理会社が損失を負うことなくポジションを決済させることができない場合があります。
- ・ **レバレッジ** – デリバティブ商品の取引は、結果として多額のレバレッジをもたらす可能性があり、それにより純資産総額が大きく変動する可能性があります。
- ・ **店頭取引** – 債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品に付随するリスクより大きくなる場合があります。また、管理会社が、かかる商品を処分するまたは当該商品に関して決済取引を行うことが、取引所で取引される商品に比べて容易でない場合があります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買呼値」と「売呼値」の間に大幅な差が生じる場合があります。

2. ヘッジ

管理会社は、一般にリスク管理を目的として、デリバティブ、オプション、金利スワップ、スワップション、キャップおよびフロア、先物および先渡契約等、様々な金融商品を利用することができますが、特定のヘッジが適切である保証および特定のリスクが適切に測定される保証はありません。さらに、管理会社は、リスク軽減の追求のためにヘッジ取引を行うことができますが、かかる取引の結果、管理会社がかかるヘッジ取引を行わなかった場合よりも、ファンドの全体的なパフォーマンスが劣り、リスクが(軽減せずに)増大することがあります。ファンドは、(特定の有価証券および取引の相手方に関する)信用リスク等、ヘッジできない一定のリスクに常にさらされます。また、管理会社は、市場リスクを完全にヘッジすることなく、予想される将来の市場の方向性に基づいてポジションを取ることがあります。

3. エクイティ証券への投資

普通株および同様のエクイティ証券は、一般に、発行体の資本構成において最劣後ポジションであるため、通常、発行体の資産に対するすべての上位債権が完済された後の残余資産に対して権利を有します。ワラントおよび新株購入権は、その保有者に対して、その他の持分証券に申し込むことを認める証券であり(義務付けるものではありません。)、発行体の資産に対する権利を表章しません。その結果、ワラントおよび新株購入権は、その他の種類の株式投資よりも投機的であると考えられます。

リスク要因

4. 市場リスクおよび流動性

ファンドの投資プログラムの大部分の収益性は、有価証券およびその他の投資対象の価格動向の将来の見通しを正確に評価することに、大きく依存します。管理会社がこれらの価格動向を、正確に予測できるという保証はありません。

5. オプション

管理会社は、ファンドの勘定でオプション取引をすることがあり、かかる取引には様々なリスクが内在します。カバード・コール・オプションの売り手は原証券の市場価格が、原証券の買付価格からコール・オプションで受領したプレミアムを控除した額を下回る水準まで下落するリスクを負い、同時にコールの行使価格を上回る価格にて原証券を売って利益を得る機会を失います。カバーされていないコール・オプションの売り手は、理論的には、オプションの行使価格より原証券の市場価格が無限に上昇するリスクを負い、またコール・オプションの買い手は、オプション投資に際して支払ったプレミアムを失うリスクを負います。カバード・プット・オプションの売り手は原証券の市場価格が、原証券の空売りによる売却価格に受領したプレミアムを加えた額を上回るリスクを負い、同時にオプションの行使価格を下回る価格にて原証券を買戻して利益を得る機会を失います。カバーされていないプット・オプションの売り手は、原証券の市場価格がオプションの行使価格を下回るといったリスクを負います。プット・オプションの買い手は、プット・オプション購入に際して支払ったプレミアムを失うリスクを負います。オプション市場は特定のオプションの権利行使を差し止める権限を有しており、オプションの売買が停止されている期間にそれが発動された場合には、オプションの保有者と売り手の両者を、どちらかの制限が解除されるまで、それぞれのポジションの保有を継続させます。

6. 空売り

「売りつなぎ」ではない空売りは、ファンドのリターンを増やす機会を生み出しますが、同時に、特別に考慮すべきリスクが附随し、投機的な手法とみなされることがあります。ファンドは、事実上、空売り日において証券の売却代金の全額を再投資する必要はなく、空売りした証券の価格の下落により利益を得るため、受益証券の価値は、管理会社がかかる空売りを行わなかった場合に比べて、空売りした証券の価格が下落すると上昇し、また空売りした証券の価格が上昇すると下落する傾向にあります。空売りは、理論上、空売りした証券の市場価格が上昇を続けることがあるため、損失額が無限大となる可能性があります。管理会社は市場価格が大幅に上昇する前に、空売りした証券を入れ替えることにより、かかる損失を軽減することができます。不利な市場環境の下では、管理会社は空売りによる引渡義務を履行するために証券を購入することが難しい場合があります。また、その空売りによる引渡義務を履行するために必要な資金を調達する際に、売却に適さない投資環境において、ポートフォリオが保有する証券を売却しなければならない場合もあります。空売りは、ファンドのロング・ポジションの市場価格が下落するリスクをヘッジする目的で使用することがありますが、かかるヘッジ取引が成功する保証はありません。

7. クラス間債務リスク

クラスの資産は、あるクラスの債務額（ヘッジ契約に関連するものを含みます。）が当該クラスの資産額を超える状況において、ファンドの債権者による債権を弁済するために、充当されることがあります。そのため、支払能力のあるクラスの資産は、債務超過クラスの債務に関連したリスクにさらされ、その債務を弁済するために使用されることがあります。

8. 大量買戻しの影響の可能性

受益証券の大量買戻しにより、管理会社は、買戻しの資金に必要な現金を調達するために本来望まれるよりも早急に、ポジションを決済せざるを得なくなる可能性があります。

投資リスク

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクに対する管理体制

管理会社では、ファンドの運用システムを用いることで、リアルタイムの監視を行いポートフォリオに対するポジションとリスクパラメーターをセットします。特に留意しているのは、分散投資、デリバティブ・ポジションのバリュアットリスク、ポートフォリオ全体のバリュアットリスクです。

ドローダウンに関しては、適用される強制ストップロス・ルールはないものの、管理会社はポートフォリオの全体の損失水準を監視し、ポートフォリオ全体の過去3か月高値からのドローダウンが5%を超えた場合には、当該月の月次ドローダウンが10%未満に収まるようにポートフォリオのボラティリティを減少させます。

管理会社は、ファンドの運用機能に関わっているチームの横断的な任務の明確な区別が確実になるような組織的リスクモデルを適用しています。

投資運用においては、管理会社の東京における投資顧問会社である、ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社が、会社訪問とリサーチを実施し、ポートフォリオ構築のための助言を行います。しかしながら、管理会社には、投資顧問会社からの投資助言がファンドの投資ガイドラインに則っているか確認する責任があります。そこで、管理会社は、投資助言を受け入れて実行することが適切か否かを判断します。

ファンドは、ヘッジ目的以外でデリバティブ取引等を行います。VaR方式を用いて、リスク管理を行っています。

(注) 上記のリスク管理体制は今後変更されることがあります。

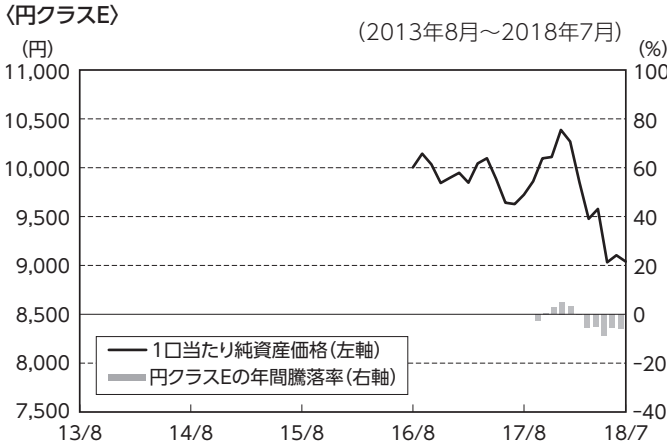
投資リスク

参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

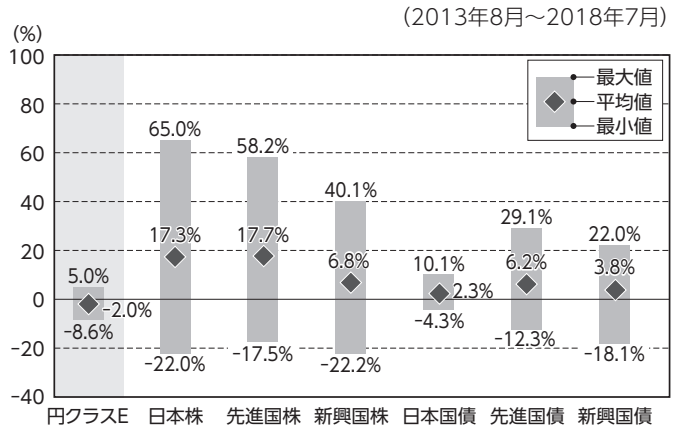
ファンドの円クラスEの1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

このグラフは、過去5年間におけるファンドの1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、過去5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：管理会社および指数提供会社のデータを基に狛・小野グローバル法律事務所が作成

※円クラスEについては分配金の支払実績はありません。

※ファンドの円クラスEの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。円クラスEは2016年9月1日から運用を開始したため、運用開始から2017年8月末までは直近1年間の年間騰落率は算出されていません。

※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。※ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※新興国株の年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

<代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について>

資産クラス	指数名	著作権等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株東京証券取引所)が有しています。
先進国株	ラッセル先進国(除く日本) 大型株インデックス (配当込み、円ベース)	ラッセル・インベストメントにより公表されているインデックスです。ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。
新興国株	S&P新興国総合指数 (配当込み、米ドルベース)	S&P新興国総合指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の新興国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
日本国債	FTSE日本国債インデックス	FTSE日本国債インデックスは日本の国債の債券インデックスであり、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、日本を除く世界主要国の国債の債券インデックスであり、FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、主要新興国の国債の債券インデックスです。上記3つのインデックスともFTSE Fixed Income LLCにより運営されているものです。同インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	
新興国債	FTSE新興国市場国債 インデックス(円ベース)	

(注) 海外の指数は為替ヘッジをしないこととして、当該指数会社の提供する円ベース指数(S&P新興国総合指数は米ドルベース)を使用しております。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

運用実績

※ファンドの運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。
 なおファンドにベンチマークはありません。

投資状況

(2018年7月末現在)

資産の種類	国名	投資比率(%)
普通株式(ロング)	日本	81.50
普通株式(ショート)	日本	-63.03
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		81.54
合計(純資産総額)		100.00

(注1) 「その他の資産」には、デリバティブ契約等が含まれています。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額(2018年7月末現在:24,278,237米ドル)に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注3) 投資比率は四捨五入してあるため、合計の数字は一致しません。

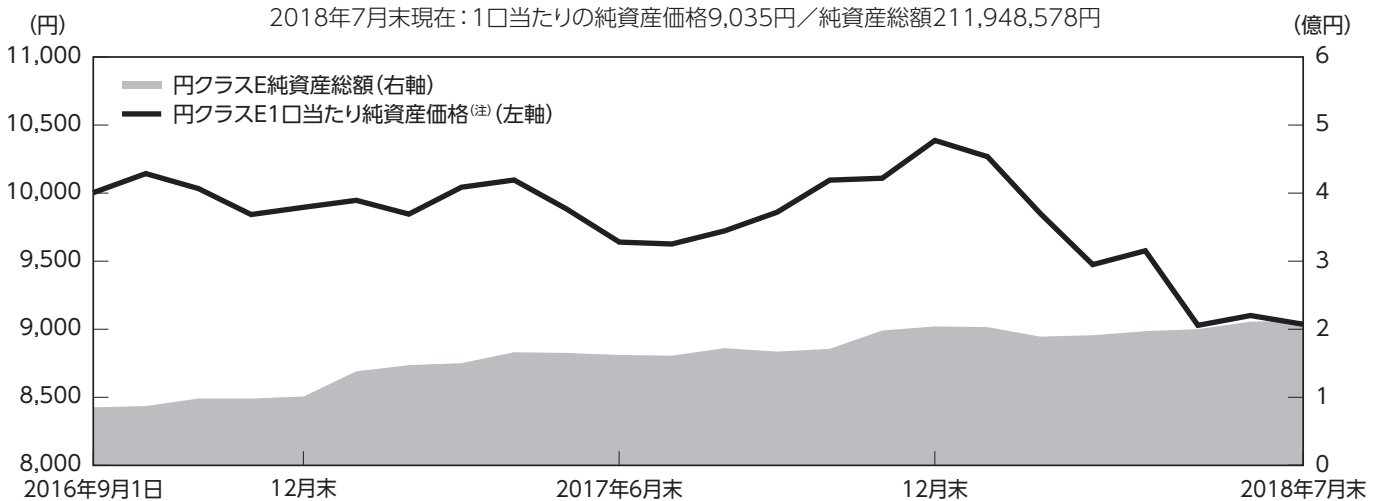
投資有価証券の主要銘柄

(2018年7月末現在)

順位	銘柄名	国・地域名	業種	投資比率(%)
1	メルカリ	日本	情報・通信	8.74
2	JT	日本	食料品	3.71
3	電通	日本	サービス業	3.39
4	ヤマトホールディングス	日本	陸運業	2.40
5	大和証券オフィス投資法人	日本	オフィスREIT	2.22
6	清水建設	日本	建設業	2.22
7	いちごオフィスリート投資法人	日本	オフィスREIT	2.15
8	大成建設	日本	建設業	2.12
9	MCUBS MidCity 投資法人	日本	オフィスREIT	2.08
10	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	オフィスREIT	2.06

(注) 投資有価証券の主要銘柄はロングポジションの組入銘柄です。ショートポジションの銘柄は開示していません。

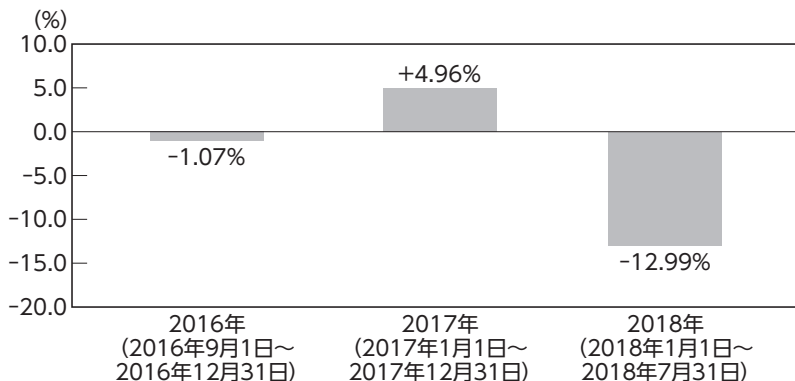
円クラスE純資産総額および1口当たり純資産価格の推移 (2016年9月1日(円クラスEの運用開始日)~2018年7月末)



(注) 各計算期間末以外の各評価日における受益証券1口当たりの純資産価格は、個々の受益証券単位で計算された成功報酬を反映しています。かかる成功報酬は、各計算期間終了時または受益証券の買戻し時における成功報酬買戻しによって実現されるため、各計算期間末以外の時点における発行済口数は、成功報酬買戻しによる調整前の数を記載しています。したがって、各計算期間末以外の各評価日における受益証券1口当たりの純資産価格は、当該時点における当該クラスの純資産総額を当該クラスの発行済口数で除した数値と一致しないことがあります。

収益率の推移

円クラスE



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)/b
 a=12月末の1口当たり純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)(ただし、2018年については、2018年7月末の1口当たり純資産価格)
 b=前年の12月末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)(ただし、2016年については、当初発行価格(10,000円))

(注2) 各年12月末の1口当たり純資産価格は、各監査済年次財務書類に記載された数値に基づきます。監査済年次財務書類では、1口当たり純資産価格の1円未満の端数は小数点以下第1位で四捨五入されています。一方、各月末の評価日に計算される1口当たり純資産価格は、1円未満の端数を切り捨てとしています。

分配の推移

該当事項はありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入（申込み）単位	円クラスE受益証券：1,000口（または、1,000口の純資産価格の総額が100,000米ドルの円貨相当額を下回る場合には、100,000米ドルの円貨相当額以上の純資産価格となる口数）以上1口単位 (注)一般的にもしくは特定の場について受託会社が管理会社と協議の上でこれより少ない金額または口数を決定する場合があります。
購入（申込み）価格	円クラスE受益証券：申込日の直前の評価日における円クラスE受益証券1口当たりの純資産価格 (注1)「申込日」とは、各月の最初のファンド営業日または受託会社が一般的にもしくは特定の場について決定する一もしくは複数の追加の日をいいます。 (注2)「評価日」とは、各申込日および買戻日の直前のファンド営業日および／または受託会社が一般的にもしくは特定の場について決定する一もしくは複数のその他の日をいいます。 (注3)「ファンド営業日」とは、シンガポールの銀行が営業を認められている日（土曜日および日曜日を除きます。）、または受託会社が一般的にもしくは特定の場について決定する、かかる日に加えられるもしくはかかる日に代わるその他の一もしくは複数の日をいいます。 (注4)「受益証券1口当たりの純資産価格」は、いずれかのクラスの受益証券に関して、関連するクラスの純資産価値を、その時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で除した価格をいいます。以下同じです。
購入（申込み）代金	投資者は、該当する申込日の3ファンド営業日前の日から起算して日本における2営業日前の日までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払います。
換金（買戻し）単位	1口以上1口単位
換金（買戻し）価格	円クラスE受益証券：関連する買戻日の直前の評価日における円クラスE受益証券1口当たりの純資産価格 (注)「買戻日」とは、各暦月の最初のファンド営業日または一般的にもしくは特定の場について受託会社が決定する一もしくは複数の追加の日をいいます。
換金（買戻し）代金	通常関連する受益証券1口当たりの純資産価格が確定してから30ファンド営業日以内に、またはこれより遅い場合は管理事務代行会社が要求したすべての未提出の文書が受領されてから1か月以内に、日本における販売会社に対して、買戻金が現金で支払われます。日本における販売会社は、上記の買戻し金を受領したことを確認し次第、速やかに投資者に対して買戻金をお支払いします。
購入（申込み）締切時間	該当する申込日の3ファンド営業日前の日から起算して日本における2営業日前の日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社が受け付けた買付申込みを、ファンドの当該月の受付分として取り扱い、当該時刻を過ぎて行われる買付申込みは、翌月の受付分として取り扱います。
換金（買戻し）締切時間	買戻日の45暦日前の日に該当するファンド営業日の日から起算して日本における2営業日前の日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社が受け付けた買戻し申込みを、ファンドの当該月の受付分として取り扱い、当該時刻を過ぎて行われる買戻し申込みは、翌月の受付分として取り扱います。
購入（申込み）期間	2018年6月30日（土曜日）から2019年6月28日（金曜日）まで (注)申込期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金（買戻し）制限	特にありません。

手続・手数料等

購入（申込み）・換金（買戻し）受付の中止および取消し	<p>受託会社は、管理会社および管理事務代行会社と協議の上、(i)一もしくは複数のクラスの純資産総額の計算、(ii)一もしくは複数のクラスの受益証券の発行、または(iii)一もしくは複数のクラスの受益証券の買戻しを、一時的に停止することがあり、以下のいずれかの期間の全期間または一部の期間に関して、受益証券もしくはいずれかのクラスを買い戻した者への買戻金の支払期間を延長または停止することがあります。</p> <p>(a) ファンドにより所有される本投資対象の相当部分が取引される株式取引所が、通常の休日以外に閉鎖され、または当該取引所での取引が制限もしくは停止される期間</p> <p>(b) 結果的に(i)ファンドにより所有される本投資対象の相当部分の処分が、合理的に実務上可能でなく受益者を著しく害しうるか、または(ii)ファンドがその純資産総額を公正に決定することが合理的に実務上可能でなくなるこの結果として、緊急事態を構成する状況が存在する期間</p> <p>(c) ファンドが、それまでに行われた買戻請求のいずれにも、関連するクラスの運用通貨をもって合法的に応じることができない期間</p> <p>(d) ファンドの本投資対象の相当部分の価格の決定に際し、通常用いる通信手段に故障があった期間</p> <p>(e) 疫病、戦争行為、テロリズム、反乱、革命、市民争乱、暴動、ストライキもしくは天変地異により、またはこれに起因して、ファンドに関する管理会社または管理事務代行会社の事業運営が、実質的に中断または閉鎖される期間</p> <p>(f) 受託会社が、ファンドの終了を決議した期間</p> <p>管理事務代行会社は、かかる停止に関する宣言を受益者に通知するものとし、かつ、当該停止期間の終了時にも受益者に通知を行います。</p>
信託期間	原則として、信託宣言締結の年(2011年12月19日)から99年間存続します。
繰上償還	<p>信託期間は、以下の事由のうちいずれかが最初に発生した時点で終了するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託会社が、受益者および管理会社に対して、ファンドを継続することもしくは他の管轄へのトラスト移転決定後に、信託証書に記載のとおりファンドを他の管轄に移転することのいずれかが違法となる旨の通知を行った場合、または受託会社が実行不可能、不得策もしくは受益者の利益に反すると判断した旨の通知を行った場合 ・ 受益者が特別決議によって決定した場合 ・ 信託証書の日付から開始し、ファンドの設定日から99年後に終了する期間が終了した場合(ただし、受託会社がファンドの設定日から150年を超えない期間、ファンドの期間の延長を決定した場合を除きます。) ・ 受託会社が信託証書に基づき辞任する意思の書面通知を送付した場合または受託会社が強制もしくは任意清算に入った場合(普通決議によって事前に承認された再編を目的とした任意清算を除きます。) ・ 受託会社または受益者が信託証書の定めのとおりにかかる通知または清算開始から30日以内に受託会社の後任として受託会社の職を引き受ける用意がある他の企業を任命することができずまたは任命を確保することができない場合 ・ 管理会社が信託証書に基づき辞任する意思の書面通知を送付した場合または管理会社が強制もしくは任意清算に入った場合で、受託会社または受益者が信託証書の定めのとおりにかかる通知または清算開始から90日以内に管理会社の後任として管理会社の職を引き受ける用意がある他の企業を任命することができずまたは任命を確保することができない場合 ・ ファンドの信託期間が延長された場合は、2115年3月31日に、同日現在発行済の円クラスE受益証券をすべて買戻すとともに、当該クラスの申込み受付を終了させます。
決算日	毎年12月31日
収益分配	収益分配を行いません。
信託金の限度額	ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。
運用報告書	管理会社は、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律198号)に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取り扱われます。
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	円クラスE受益証券：申込価額の 3.24%(税抜3.00%) を上限とします。 申込手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として支払われます。
換金（買戻し）手数料	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

管理報酬等	円クラスE受益証券 毎年15,000米ドル、当該クラス受益証券の純資産総額の年率2.5%およびファンドの純資産総額に年率0.11%を上限とする料率を乗じた額(ただし、毎月最低額2,000米ドル)の合計額、ならびに管理会社の成功報酬、プライム・ブローカー兼保管会社のプライム・ブローカレッジ報酬その他の費用・手数料がファンドから支払われます。										
手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬額または算出方法								
受託報酬	受託会社	ファンドの受託業務	毎年15,000米ドルがファンドの資産から支払われます。								
管理報酬	管理会社	ファンド資産の管理運用 受益証券の発行業務	各月の最終評価時点における円クラスE受益証券の純資産総額(当該月の管理報酬および発生済みの成功報酬の控除前)の2.5%の12分の1の管理報酬がファンドの資産から毎月後払いで支払われます。								
成功報酬		ファンドの運用業務	さらに、各受益証券の運用成績に一致するように個々の受益証券単位で計算される成功報酬がファンドの資産から支払われます。成功報酬は、各成功報酬計算期間中に当該受益証券の1口当たりの純資産価格についてハイ・ウォーター・マークを上回る上昇があった場合に、当該上昇額の25%の割合で支払われます(ただし、一定の調整が行われることがあります)。								
管理事務代行報酬	管理事務 代行会社	ファンドの管理事務 代行業務	月毎にファンドの純資産総額に下記の料率を乗じた額の報酬が、 ファンドの資産から支払われます。 (毎月最低受領額2,000米ドル)								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理事務代行報酬(年率)</th> <th>管理中の資産額(米ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.11%</td> <td>30,000,000以下</td> </tr> <tr> <td>0.10%</td> <td>30,000,001以上 100,000,000以下</td> </tr> <tr> <td>0.09%</td> <td>100,000,001以上</td> </tr> </tbody> </table>	管理事務代行報酬(年率)	管理中の資産額(米ドル)	0.11%	30,000,000以下	0.10%	30,000,001以上 100,000,000以下	0.09%	100,000,001以上
管理事務代行報酬(年率)	管理中の資産額(米ドル)										
0.11%	30,000,000以下										
0.10%	30,000,001以上 100,000,000以下										
0.09%	100,000,001以上										
プライム・ブローカレッジ報酬 および保管報酬	プライム・ブローカー 兼保管会社	ファンド資産の保管 業務およびプライム・ブローカー業務	受託会社および関連するプライム・ブローカー兼保管会社との間で 随時合意される報酬がファンド資産より支払われます。								
代行協会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たりの 純資産価格の公表等の 代行協会員業務	管理報酬より支払われます。								
販売報酬	日本における 販売会社	日本における受益証券の 販売および買戻し業務	管理会社は、受益証券の販売を行う者に報酬を支払うことがありますが、かかる報酬をファンドまたは受益者に請求することはなく、 ファンドまたは受益者が負担することはありません。								
投資顧問報酬	投資顧問会社	ファンドに関する 投資顧問業務	管理会社は、投資顧問報酬および手数料を支払います。投資顧問会社は、 ファンドの資産から一切の報酬を受け取りません。								
その他の費用・手数料	当初募集に係るおよびこれに付帯する初期費用(ケイマン諸島におけるファンドの設立ならびにファンドが当事者となる契約の交渉および手配に関する費用、英文目録見書の印刷費用ならびに専門アドバイザーに係る報酬および費用を含みます。)は、受益証券の当初発行代金から支払われます。また、ファンドの運用および管理に関するすべての費用(法務、管理、会計、税務、監査等)は、ファンドの資産から支払われます。 上記の手数料および費用は、ファンドの運用状況により変動することがあり、または料率等が開示されていないため、報酬・費用等の料率および各報酬の上限額等を表示することができません。										

●上記報酬等の合計額については、ファンドの運用状況などに応じて異なりますので、事前に確定することができません。

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配および償還時	所得税および住民税 ^(注)	配当所得として課税されます。 分配金および償還時の差益に対して20.315% (2038年1月1日以後は20%となります。)
換金（買戻し）時	所得税および住民税 ^(注)	譲渡所得として課税されます。 換金（買戻し）時に償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% (2038年1月1日以後は20%となります。)

(注) 所得税、復興特別所得税および住民税が課されます。

- ・ 上記は、本書の日付現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 法人投資者の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。